

令和 7 年度 12 月定例会

一般質問

# 答弁付き「27問」

クマ対策について……………6問

県立松代病院、県立十日町病院について……………8問

柏崎刈羽原子力発電所について……………5問

障害者雇用について……………4問

新潟県出身の漫画家・コンテンツを活用した地域振興について…4問

令和 7 年 12 月 5 日

新潟県議会議員 小山大志

おはようございます。自由民主党の十日町市中魚沼郡選出の小山大志です。通告に従いまして順次質問いたします。

初めに、クマ対策について伺います。

本日も早朝より他県においてクマの人身被害があり、冬眠しないクマと報道されておりましたが、本県における令和7年度のクマ出没件数が12月4日時点で3,300件を超えて過去最高となり、人身被害も多発するなど極めて深刻な状況にある中、国においては11月14日に「クマ被害対策パッケージ」が決定され、ハンターへの手当や資機材の整備、ICT活用による出没情報提供、人材育成などの速やかな支援と特別交付税措置を講じることが示されました。これらの国の施策に対する知事の受け止めをお伺いいたします。

(1) 知事答弁

まず初めに、国のクマ被害対策パッケージの受け止めについてですが、本パッケージは、人とクマのすみ分けを実現するため、人の生活圏に出没するクマの排除や周辺地域における捕獲等を強化するなど、財源を含めた総合的な対策として措置されており、本県を含む北海道東北地方知事が先月行った緊急提言の内容に沿ったもので、被害対策に取り組む地方公共団体の実情が考慮されたものと受け止めております。

県いたしましては、市町村や県猟友会等と連携しながら、本パッケージを最大限に活用し、県民の生命と財産を守る取組を最優先に取り組んでまいります。

そして、国の「クマ被害対策パッケージ」には、現場の実情に即した多様な支援策が盛り込まれていますが、本県としてどの施策に重点を置き、市町村や猟友会、警察とどのように役割分担を図りながら具現化していくのか、知事の方針をお伺いいたします。

(2) 知事答弁

次に、国のクマ被害対策パッケージを踏まえた取組方針についてですが、県民の安全・安心を確保するため、県では、クマを寄せ付けない対策と個体数を管理する対策を一体的に進めているところですが、今年度の出没が過去最多で人身被害も多数発生する深刻な事態を踏まえると、まずは、人の生活圏に出没するアーバンベアの捕獲を強化することが重要であると考えております。

このため、有害捕獲の主体となる市町村、捕獲を行う猟友会、周辺の警戒や安全確保を担う警察と緊密に連携し、緊急対策による冬眠前の捕獲強化への財政支援や、広域的な春期捕獲を実施するなど、人身被害防止対策に総力をあげて取り組んでまいります。

また、国の「クマ被害対策パッケージ」では、警察に対して「クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備」や「ライフル銃を使用したクマの駆除」、「出没時の安全確保」などの方向性が示されていますが、警察本部長の受け止めをお伺いするとともに、今後の取組方針についてお伺いいたします。

(3) 警察本部長答弁

クマ被害対策パッケージの受け止めと今後の取組方針についてであります、  
本パッケージでは、クマ出没時における避難誘導や警戒活動等のほか、警察によるライフル銃を使用したクマの駆除、クマ駆除の技能を有する警察官の確保等が盛り込まれており、県警察におきましても、これら施策を推進する必要があるものと受け止めております。  
このため、県警察では、警察官によるクマ駆除に関する体制の整備や必要な教養・訓練について準備を進めているところであります。引き続き、市町村・猟友会等、関係機関・団体と緊密に連携し、地域住民の安全確保を最優先に、クマ出没時の人身被害防止に取り組んでまいります。

この国が打ち出した「クマ被害対策パッケージ」は、市町村の裁量を尊重しながら現場の工夫を引き出す仕組みとして設計されております。限られた財源を、即効性があり、中長期的にも『クマ被害の減少』と『地域の安全・安心』に資する形で執行がされるよう、実施内容の共有、事後評価による効果検証と改善の仕組みが出来るように、県として、新潟県猟友会を中心に関係者と連携した取組を進めていただくよう求め、次の質問に移ります。

次に、先月11月12日の知事定例記者会見で、クマ対策に関する質問に対し、知事は「クマの生息数、絶対数が増えているかどうかは、まだ県庁の中では絶対数が増えているという意識は少ない」との趣旨の発言をされました。一方で、令和4年4月1日から令和9年3月31日までを計画期間とする「第三期新潟県ツキノワグマ管理計画」では、従来の推定生息数は、近年の出没状況や捕獲数からみて実際の生息数とかけ離れているのではないかとの専門家の指摘を受け、令和3年度と4年度に自動撮影カメラを用いた大規模調査を実施し、その結果、令和5年12月末時点の県内生息数を1,118頭と推定しています。さらに、令和6年度と7年度にも調査を重ねていますが、ツキノワグマの新潟県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（令和7年9月1日～令和8年3月31日）では、令和6年12月末時点の生息数を約1,400頭と見込んでいます。また、「第三期新潟県ツキノワグマ管理計画」では、捕獲上限割合を総個体数の12%以下に抑えるよう努めるとされており、この前提に立てば令和7年度の捕獲上限は168頭程度となるはずです。しかし、緊急銃猟ふくめた本年度の捕獲数は、12月4日の時点で841頭とのことで、逆算すれば推定生息数は7,000頭を超えている計算になり、現在の推定値との間に大きな乖離が生じています。これらの調査は、令和3・4・6・7年度を通じて外部事業者へ委託されてきましたが、令和7年度の出没件数と人身被害が過去最高となった現状を踏まえると、これらの調査結果が実際の生息実態や人身被害リスクの高まりを十分に捉えきれていないのではないかという疑念も拭えません。そこで知事に伺います。令和7年度の大量出没や捕獲の状況を見ると、第三期新潟県ツキノワグマ管理計画に基づく推定生息数自体が実態から大きく乖離していると認識せざるを得ませんが、知事は依然として「絶対数が増えているという意識は少ない」との認識なのか、それとも現状を踏まえ推定生息数の見直しが必要と考えているのかお伺いいたします。

#### （4）知事答弁

次に、クマの推定生息数についてでありますが、  
県では、県内全域に120台設置した自動撮影カメラの撮影頻度や、目撃情報、痕跡情報等をもとに、毎年、クマの生息数を統計的に推定していますが、昨年末の時点では、生息数が増えている結果とはなっておりません。

しかしながら、クマが人の生活圏に多数出没し、今年度の出没件数が過去最多を更新していることから、推定生息数が実態と乖離しているのではないかとの意見を猟友会や研究機関などから伺っております。今後、国が、統一的な手法による生息数の推定や、推定技術向上に関する調査研究を実施することから、これらも踏まえ、生息数を高い精度で推定できるよう取り組んでまいります。

また、県が実施しているツキノワグマ生息状況調査に基づく推定生息数は、今年度の出没状況等を勘案すると、現場の実感と大きな乖離があると考えます。第一線で有害鳥獣対策に当たっている新潟県猟友会や各地域の猟友会、地元住民の意見を反映し、より実態に即した調査となるよう、調査方法の見直しが必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

#### (5) 環境局長答弁

クマの生息状況調査の見直しについてですが、

県では、猟友会や地元住民から寄せられた目撃情報や、捕獲数等に加え、県内全域に 120 台設置した自動撮影カメラの撮影頻度などをもとに、毎年、クマの生息数を統計的に推定しております。

県といたしましては、議員御指摘のとおり、猟友会や地元住民の意見を反映し、より実態に即した生息数を把握することが重要と考えております。

このため、調査地点の選定に地元の意見をこれまで以上に反映させるなど、調査方法を見直してまいります。

さらに、クマの推定生息数は、統計や推定モデルだけでは把握しきれず、実際に山を歩き、痕跡や行動パターンを把握している猟友会の現場感覚を踏まえることが不可欠であります。最新の出没・被害状況を踏まえ、猟友会や大学・研究機関等と連携し、科学的な知見と現場の経験を基に管理計画の見直しを行うべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

#### (6) 知事答弁

次に、クマの管理計画の見直しについてですが、

県のツキノワグマ管理計画は、生息数を適正な水準に管理し、人身被害の防止等を図ることを目的に、国のガイドラインを踏まえ、学識経験者、猟友会、市町村等で構成する検討会などでの協議を経て策定しております。

今年度は、クマの出没件数が過去最多を更新し、人身被害も多数発生する深刻な事態となっていることから、これまで以上に現場の豊富な経験と科学的な知見に基づく計画の策定が重要と考えております。このため、現計画の改定においては、今後改定が予定されている国のガイドラインを踏まえながら、猟友会や大学・研究機関等が有する最新の知見を反映させ、実効性のある個体数管理や出没抑制対策を講じができるよう見直してまいります。

続いて、県立松代病院、県立十日町病院について伺います。

今定例会に、新潟県立松代病院を廃止し、無床診療所である新潟県立まつだい診療センターを設置するための「新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」が上程されておりますが、令和7年10月7日の魚沼圏域地域医療構想調整会議では、県病院局から示された「県立松代病院の無床診療

所化と十日町病院の病棟再編案」について、議長である布施先生から「医療の持続可能性を担保し、新しい地域医療の形を作るという提案について、病床の形についての合意形成はできたと判断する」との総括がなされました。また、長い歴史を持つ松代病院の形が変わることに対する住民や医療・介護・福祉関係者の不安は小さくなく、市と県、特に市と、松代病院・十日町病院が、地域包括ケアシステム向上に資する地域の新しいビジョンを住民にきちんと示し、住民参加のプロセスをしっかりと踏むべきだとも強調されています。そこで伺います。10月に開催された魚沼圏域地域医療構想調整会議において「合意形成ができた」とされたのは、あくまで県立松代病院と県立十日町病院の病床構成・入院機能の移行の方向性に関するものであり、住民理解や新たな地域医療ビジョン、住民参加のプロセスについては、今後の課題として残されていると考えますが、知事は議長総括をどのように受け止めているのかお伺いいたします。

#### (1) 知事答弁

次に、県立松代病院、県立十日町病院についてお答えします。

まず、魚沼圏域地域医療構想調整会議における議長総括の受け止めについてであります、10月に開催された魚沼圏域地域医療構想調整会議では、両病院の機能・規模の見直しの背景や内容、その実施日を令和8年4月1日とすることをご説明し、その方針について合意が得られたものと認識しております。

一方で、いまだ住民などから入院機能がなくなることについて不安や懸念の声があることから、議長総括では、その合意を前提に、引き続き外来診療や訪問診療・訪問看護体制の継続について更なる説明が必要であることや、円滑な移行に向けた地域での合意形成の取組が必要との意見が付されたものと受け止めております。

これまで現状を踏まえた医療再編の必要性や再編後の医療提供について、説明会等の開催を通じて情報提供や地元意見の聴取を行ってまいりましたが、引き続き、様々な機会や手法を通じて情報発信や丁寧な説明に努めるとともに、来年4月の移行に向け、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

そして、議事録によれば、県病院局は第1回・第2回の住民説明会を開催し、質問票の回収やホームページ公表など一定の丁寧な対応を行ってきたものの、それでもなお「地域から医療機関がなくなるのではないか」「訪問看護が本当に維持されるのか」「冬期の救急や看取りはどうなるのか」といった不安や懸念が根強く示されたことや、説明会に参加できない住民が多いことから、地元の要望を受け、説明会に参加できなかった住民も含め、正確な情報や将来像を伝えるため、リーフレットの全戸配布や地域住民と病院長との懇談会などを検討しているとのことであります、具体的にどのような手段でいつから実施する予定なのかお伺いするとともに、住民説明会や情報提供だけでは解消されない不安をどのように把握し、どのような形で軽減していくのか、今後の具体的対応についてお伺いいたします。

#### (2) 病院局長答弁

松代病院の見直しに係る情報発信等についてであります、

先ず、10月の調整会議での説明事項や、現在調整中の松代病院の診療所化後の職員体制について、松代・松之山地域に全戸配布される11月上旬発行の自治振興会の広報誌に掲載いただいているところでです。

また、地域住民と松代、十日町両病院長との懇談会については、来年1月下旬を目途に開催したいと考えており、本定例会にお諮りしている松代病院の無床診療所化に係る条例改正案が可決された場合には、入院機能が移行する十日町病院を含めた医療提供体制や医療サービスの利用の仕方などを案内したリーフレットについても、同時期に発行し、松代・松之山・大島地区に全戸配布してまいりたいと考えております。

こうした理解促進に向けた取組については、十日町市や松代・松之山地域の自治振興会と協議を行う中で実施することとしたものであり、今後も地域との連携を図りながら、住民の不安軽減に努めてまいります。

また、議長の布施先生は、「地域包括ケアシステム向上に資するこの地域の新しいビジョンを住民にきちんと示し、住民自身が参画できるプロセスを形成すべき」と述べています。しかし現時点では、無床診療所となる「新潟県立まつだい診療センター」が、具体的にどのような機能・人員体制・設備を持つのか、十日町病院との連携により、訪問診療・訪問看護・看取りや、冬期の救急受入をどう守るのか、老朽化した施設の建替え含め、10年、20年先を見据えた地域像をどう描くのかといった中長期ビジョンは、まだ住民に「絵」として共有されているとは言い難い状況にあります。そこで伺います。松代・松之山地域では、病床再編を契機として、病院中心の医療提供から訪問診療・訪問看護・看取り支援を軸とした地域全体で高齢者を支える包括的な医療・介護体制へ転換することが、新たなビジョンとして求められていますが、いつまでに、どのような形で住民に示すのかお伺いするとともに、そのビジョン策定の段階から、県立十日町病院、十日町市、住民、医療・介護・障害福祉関係者等が参画できる協議の場を設置すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

### （3）病院局長答弁

次に、松代・松之山地域における医療・介護体制の新たなビジョンづくりと協議の場についてであります、

高齢者が地域で安心して生活していくためには、議員ご指摘のとおり、今回の病床再編を契機として、病院中心の医療提供から訪問診療・訪問看護・看取り支援などを軸とした地域全体で高齢者を支える包括的な医療・介護体制へ転換していくビジョンを策定する必要があると考えております。

策定にあたり、まず、地域包括ケアシステムの構築を担う十日町市や介護分野も含めた様々な関係者や住民の皆さまと、各分野の現状や課題を共有する必要があると思っており、来年1月下旬に地元の地域自治組織との共催を予定している、地域住民の方々と松代及び十日町の2病院の院長との懇談会を契機に、具体的な取組を進めたいと思っております。

その上で、十日町市や医療・福祉施策を所管する福祉保健部とも連携しながら、地域において、医療・介護サービス等が一体的に提供されるよう、議員ご指摘の協議の場の設置も含め、今後の進め方を検討してまいりたいと考えておりますが、まずは、令和8年4月1日の医療再編の円滑な実施に係る対応を優先し、再編が一定程度落ち着く来年度の上半期を目指しに、本格的な検討に移行してまいりたいと考えております。

さらに、「松代で起きていることは、進度の差こそあれ、県内他地域でも必ず直面する課題であり、地域の高齢患者の増加状況や医療スタッフの実情などの中で、地域医療構想のグランドデザインに沿った

大事な取り組みである」との発言が調整会議がありました。松代・松之山地域における病床再編と地域包括ケアシステムづくりのプロセスは、県内の他の中山間地域医療でも直面する課題へのモデルケースとなり得ることから、住民参加や自治体の役割、訪問診療や訪問看護・看取りの仕組みづくりなどについて検証・記録し、へき地における県立病院が立地する市町と情報共有を図るべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

#### (4) 病院局長答弁

次に、松代・松之山地域における病床再編等をモデルケースとした他地域との情報共有についてであります。

過疎化の進行に伴う人口減少や、患者の高齢化とともに多病化が進むなどの患者像の変化に加え、在宅医療推進の必要性や医療従事者の確保が難しいなど、松代・松之山地域が抱える課題は、他のへき地医療を担う県立病院が立地する市町において共通するものが多いと考えております。

このため、その課題解決に向けたプロセスは、議員ご指摘のとおり、県内の他の中山間地域医療のモデルケースになり得ることから、今回の松代病院及び十日町病院の機能再編や、それを契機とした住民参加や新たな仕組みづくりなどの経過について、県立のへき地病院が立地する市町や福祉・介護の関係者へもしっかりと情報共有を図りながら、それぞれの課題解決に繋げて行くなど、へき地における持続可能な地域包括ケアシステムの構築を目指してまいりたいと考えております。

次に、松代病院の無床診療所化方針に対し、10月1日に地元住民で構成される「県立松代病院を守る会」から病院としての継続を求める要望書が提出され、さらに11月11日には、十日町市長及び十日町市まちづくり条例に基づく地域自治組織である「まつだい地域振興会」及び「松之山自治振興会」の三者連名による持続的な地域医療の確保に関する要望書が提出されていますが、県としてこれらの声をどのように受け止めているのかお伺いいたします。

#### (5) 知事答弁

次に、松代病院の無床診療所化方針に対する地元住民などからの声への受け止めについてであります。

今回の松代病院の無床診療所化については、地域の医療需要の変化等に対応し、持続可能な医療提供体制を構築するために実施するものでありますが、長い歴史を持つ松代病院の形が変わることに対する住民の不安は小さくないものと考えており、10月に提出された「県立松代病院を守る会」からの要望書についても、そうした懸念の現れであると認識しております。

このため、住民説明会などにおいて、今回の見直しの背景や内容とともに、十日町病院の回復期機能等の強化により、入院患者に対しより手厚いケアが可能になることや、松代病院は外来機能や訪問診療等を維持し、引き続き、地域の身近な医療を支えていくことなどを重ねて説明してまいりました。

11月に要望に来られた十日町市長や地元の自治振興会長の皆さまからは、松代病院の無床診療所化を前提とした地域の医療体制の維持や強化の要望をいただいており、地域の一定の理解は得られてきているものと受け止めておりますが、地域の調整会議の場などでも、住民の不安や懸念の軽減に向けた取組がさらに必要との意見もいただいており、引き続き、様々な機会、手法を通じて、丁寧に説明してまいります。

そして、山間豪雪地域という厳しい条件のもとで地域住民の命と暮らしを守るため、十日町市長らの要望書で示された、①地域診療体制の維持、②医療機能見直し時の患者への配慮、③老朽化施設の建替え、④十日町病院の透析・精神・分娩機能強化の4点について、県は具体的にいつまでに、どの水準で実行するつもりなのか。地域住民の不安を踏まえ、単に「検討する」「努力する」という言葉ではなく、県民の命と暮らしを守る責任主体として、知事の覚悟をお伺いいたします。

#### (6) 知事答弁

次に、十日町市長などからの要望への対応についてですが、

去る11月にいただいた要望は、松代・松之山地域は豪雪地であり、高齢者も多い地域であることから、松代病院の無床診療所化後においても、地域の住民の方々が安心して生活できるよう、県に対し、十日町地域の地域医療提供体制の維持や機能強化を求めるものであります。

要望内容を実現するには、様々な課題があり、一つ一つ調整を行っていく必要性がありますが、基本的にはいただいた4つの要望項目には対応してまいりたいと考えており、既に関係者との調整等を始めています。

なお、十日町市長の要望に対する具体的な調整状況等については、病院局長が答弁いたします。

#### (6) 病院局長答弁

次に、十日町市長などからの要望への具体的な対応状況についてですが、

一つ目の地域の診療体制の維持につきましては、松代病院が現在担っている外来や訪問診療・訪問看護の機能は引き続き維持し、入院機能を移行する十日町病院と連携しながら、地域の医療を支える拠点として、その役割を担っていきたいと考えております。

二つ目の医療機能見直し時の患者への配慮につきましては、再編後の地域の医療提供体制や医療サービスの利用の仕方などについて、リーフレットの配布などを通じ、患者、住民に引き続き丁寧に説明するとともに、各医療機関での円滑な対応に努めてまいります。

次に、老朽化施設の建替えにつきましては、松代病院の建物が築48年に及ぶため、建替えの早期実現に向け、診療所化後の状況も踏まえながら、今後、具体的な検討を進めてまいります。

最後の十日町病院の機能強化ですが、透析及び精神については、現在その機能を担っているJA新潟厚生連と移行に向けた協議を進めているところです。このうち透析は既に基本的な合意に達しており、移行に必要となる十日町病院の整備に関し、先行して本定例会に基本設計の予算をお諮りしているところです。

なお、分娩につきましては、医師、助産師の確保や研修の実施など、再開には多くの課題があるところですが、十日町市とも協力し、再開に向けた取組を進めてまいります。

次に、魚沼医療圏において分娩を担ってきた唯一の民間診療所である十日町市のたかき医院が11月20日付の公表で、令和8年3月31日をもって分娩業務を終了するお知らせを出しました。ここ数年、新型コロナウィルス感染症による病院離れ、急激に進んだ少子化の波、分娩に携わる人材確保の難しさなど、様々な課題とのことで、県や十日町市、津南町も支援を続けていた中で誠に残念であります。私の子どもも取り上げて頂きましたが、これまで1万人以上の分娩に関わり、新しい命の誕生を見届けてこられたことに深く敬意とともに感謝いたします。

県立十日町病院においても、現在は分娩を休止しておりますが、先般の十日町市長からの要望書においても、「十日町病院で再び分娩ができる環境にしていただきたい」との強い要望が出されています。魚沼医療圏全体の分娩数の減少や医師確保の難しさと併せて見れば、今後この圏域で分娩機能を維持していくことは大変厳しい課題であることは承知していますが、あらためて魚沼医療圏における近年の分娩数の現状と今後の見込み、分娩機能を安全に維持するうえでの県としての課題を伺うとともに、たかき医院の分娩終了により、豪雪地域での切れ目のない分娩機能の確保が急務となる中、令和8年4月1日からの県立十日町病院での分娩機能確保が必要であると考えますが、知事はどのような方針と決意で臨もうとしているのかお伺いいたします。

#### (7) 知事答弁

次に、県立十日町病院での分娩機能確保に向けた方針と決意についてであります。  
十日町地域で唯一の分娩取扱施設である、たかき医院の分娩中止により、地域の分娩環境が変わることに対し、妊産婦をはじめ住民が不安を持つことは理解できるところです。

こうした状況を受け、十日町市からは、十日町病院での分娩再開について強く要望を受けているところですが、まずは安全な分娩体制の確保のため、医師をはじめとするスタッフの確保が必要であり、加えて、現在、十日町病院では分娩を取り扱っていないため、助産師等の研修に一定の期間が必要な状況となっております。

たかき医院の分娩中止が急な決定だったこともあり、現時点では来年4月1日からの分娩再開は非常に厳しい状況ですが、十日町市の協力を得ながら、早期の分娩再開に向け取組を進めてまいります。  
なお、魚沼医療圏における分娩数等については、福祉保健部長から答弁いたします。

#### (7) 福祉保健部長答弁

魚沼医療圏における分娩数等についてでありますが、  
魚沼医療圏の分娩数は、令和6年の実績が630件であり、10年前の水準の約6割程度にまで減少しており、今後も減少が続くものと予測しております。  
また、面積が広く豪雪地域である魚沼医療圏において、分娩数が減少する中でも、安全に出産できる環境を維持していくためには、圏域で周産期医療を担う医療機関の役割分担と連携を進めるとともに、分娩取扱施設へのアクセスを確保していくことが必要と考えております。

そして、十日町病院で分娩が再開するまでの間、十日町市・津南町圏域の分娩できる身近な場所としては、魚沼基幹病院が事実上の受け皿となることが想定されますが、冬期間には大雪や路面状況の悪化も重なると移動が困難になるため、陣痛の始まりや急変時を想定した時に妊産婦の不安が高まっています。そこで、基幹病院周辺での滞在・宿泊支援の仕組みづくりや、家族で運転する人がいない場合も想定し、十日町市・津南町と連携した救急車等の手厚い配備、緊急時に迅速に連絡・搬送できる体制を整備すべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

#### (8) 知事答弁

次に、十日町地域の分娩休止に伴う妊産婦への支援についてでありますが、  
議員ご指摘のとおり、十日町地域での分娩休止により、最寄りの分娩施設が遠くなることに対し、妊産婦の負担感や不安感が高まっていると認識しており、妊産婦に寄り添った丁寧な対応が重要と考え

おります。

県では、これまで地元自治体と連携し、遠方となる分娩施設までの交通費や宿泊費などの経済的負担に対する支援を行ってきたところですが、今後、豪雪など地域の実情などにも配慮しながら、効果的な支援策を検討してまいります。

加えて、住んでいる地域に関わらず、妊婦が安心して安全に分娩施設までたどり着くことができるよう、緊急時における妊婦の迅速かつ円滑な救急搬送体制や必要な移動手段の確保も含めた仕組みについて、地元の消防本部等とも幅広く連携しながら、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、柏崎刈羽原子力発電所について伺います。

知事が柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた判断を示された同日の11月21日、高市政権として初めてとなる「『強い経済』を実現する総合経済対策」～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～が閣議決定されました。今般閣議決定された国の経済対策では、東日本の電力供給の脆弱性解消、電気料金の抑制、脱炭素電源の確保の観点から、柏崎刈羽原発の再稼働は重要であるとの認識が示されており、我が国のエネルギー安全保障の観点からも、国が再稼働は意義のあることと受け止めている中、再稼働について、なお不安を抱く県民も多いと思われますが、再稼働を機に、県民が将来に希望を持てるよう取組を進めることが重要と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

#### (1) 知事答弁

次に、柏崎刈羽原子力発電所についてお答えします。

まず、再稼働を契機とした県民が将来に希望を持てる取組についてであります。

公聴会等では、東京電力に対する不安の声に加え、原発が立地するリスクのみを負担し、メリットを感じられないなどのご意見がありました。

一方、電力消費地である首都圏の経済団体は、再稼働による我が国のエネルギー自給率の向上等への期待とともに、本県経済の発展に対する協力の意向を示しており、また、東京電力からは安全・安心の向上と地域経済の活性化に貢献することが表明されております。

県といたしましては、こうした動きと歩調を合わせ、県民が将来に希望を持てるよう、今後とも、官民一体となって最大限取り組んでまいります。

次に、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働問題に関する県民意識調査の結果をみると、「どのような対策でも再稼働すべきでない」という強い反対は年齢が高いほど優勢である一方、若年層は再稼働に一定の理解があり、安全・防災対策の具体的理解が深まるほど肯定的な層が増える傾向があります。私の身近な方々に伺っても同じ傾向が見えます。ですから、安全対策の体感的な可視化、東京電力が信用を積み重ねていけるように審査、管理の可視化、地元に残る具体的メリットの提示を同時並行で進め、再稼働への県民の「理解」と「納得」を両輪で高めるべきだと考えます。その前提で伺いますが、長年にわたる丁寧なプロセスと重い政治判断をされたことに敬意を表しつつ、知事は、7項目全てについて、国の対応を確認し、確約をいただいた上で再稼働を容認する判断を示されました。仮に確約が守られず、避難路・除排雪体制・屋内退避施設などの整備が想定より進まない、東京電力の信頼回復の取組が進まない、といった事態が生じた場合、知事は今回の判断を見直す可能性があるのか。それとも、県議会の信

任が得られれば、7項目の履行状況にかかわらず判断は変わらないのか、知事の覚悟をお伺いいたします。

### (2) 知事答弁

次に、7項目について国が確約した後の対応についてであります、  
7項目への対応については、明確化するため、文書等で回答をいただけるよう求めるとともに、その実施状況について定期的に県と共有するよう国に求めてまいります。

次に、エネルギー政策、とりわけ原子力政策に関する国会での議論を踏まえて伺います。

11月12日の参議院予算委員会において、国民民主党の榛葉幹事長は、国民民主党が結党した最大の理由の一つとして「原子力発電所の再稼働を公約にした」と述べました。その上で、「高市総理の言う強い経済も、手取りを増やす日本の経済の実現も、電力の安定供給なくしてはあり得ない」とし、エネルギーの安定供給が国策そのものであることを強調しました。そして、ご自身の地元である中部電力浜岡原子力発電所が現在稼働していないことに触れつつ、「エネルギーの安定供給というのは国策で、電力会社は金儲けのためにやっているんじゃない。政治が止めた原子力発電所は、政治が安全性をきちんと確保した上で、政治がもう一度動かさなければならない」と述べ、いわば「政治の責任」としての再稼働のあり方を問題提起しました。さらに、第7次エネルギー基本計画における「既設炉の最大限活用」の書きぶりについて、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」とされている一方で、福島復興や高レベル放射性廃棄物の最終処分については「国が全面的に前に立って取り組む」と明記されている点を指摘し、「国策なのに、再稼働の安全性は規制委員会に任せ、自治体は実質再稼働の責任を負い、知事は選挙もある。事業者は株主訴訟の責任を負っているのに、国が主体的になっていない。国が国策として責任と権限を持って取り組むべきだ」と訴えました。これに対し、経済産業大臣は、「再稼働だけでなく最終処分も含めて、国が前面に立ってしっかりと結論を出していくよう努める」と答弁しています。そこで知事に伺います。

11月12日の参議院予算委員会で、国民民主党の榛葉幹事長は、原発再稼働は政治の責任であり、国が主体的に判断すべきと指摘し、規制委員会任せ・自治体任せになっている現状を批判し、これに対し経済産業大臣は国が前面に立つと答弁しました。こうした国会での議論を柏崎刈羽原発の再稼働問題に置き換えた場合、知事はどうのように受け止めているのか、率直な所感をお伺いいたします。

### (3) 知事答弁

次に、柏崎刈羽原発の再稼働にあたって国が前面に立つということについてであります、  
県は、国として再稼働を進めていくのであれば、国が前面に立って取り組む必要があると考え、その旨を令和6年6月に要望しました。これを受け、国は、原子力関係閣僚会議において、柏崎刈羽原発における避難対策等について政府の対応方針などを示しました。

この方針などを踏まえ、資源エネルギー庁は、立地市村を除く県内28市町村での説明会に加え、新潟県内や電力消費地である首都圏において、多様なメディアを活用して、エネルギー情勢や原子力発電の必要性等について、集中的な広報を展開しました。

これらの取組は、県の要望等を踏まえて、国が前面に立って取り組んでいることの表れと受け止めております。

あわせて、国が真に前面に立つのであれば、再稼働問題に関する国の責任の明確化や決定プロセスの見直しについて、国に働きかけを行っていく必要があると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

#### (4) 知事答弁

次に、原子力発電所の再稼働問題に関する国の進め方についてであります、  
国は、エネルギー問題は国策として、閣議決定されたエネルギー基本計画に基づき対応していると承知しております、その進め方について、県として申し上げることはできません。

次に、先般、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象地域の見直しに係るパブリックコメントが開始されました。特措法の対象地域はUPZまで拡大される方向となりましたが、一方で、電源三法交付金の対象地域の見直しの具体的な動きはないと認識しています。県として強く要望していくべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

#### (5) 知事答弁

次に、電源三法交付金の対象地域の見直しについてであります、  
福島第一原発事故後も、電源三法交付金が原子力災害対策重点区域の一部にのみ交付されている不合理な現状を是正する旨の要望を、繰り返し国に行ってまいりましたが、実現には至っておりません。  
県といたしましては、国からの柏崎刈羽原子力発電所の再稼動の方針への理解要請については、交付対象地域の見直し検討を早期に進めることに対する国の方針を確認した上で、了解することとしております。

また、柏崎刈羽原子力発電所でつくられた電気は、関東方面へ長距離送電されており、柏崎刈羽原発から十日町市を通過し、群馬県中之条町まで2ルートで延長100kmにもなる極めて長大な送電設備によって、日本全体の電力需給を支えている重要な拠点となっています。発電施設等を「人の体」に例えれば、原発本体が「心臓」であるのに対し、そこから基幹系統として50万ボルト以上の超高压で送られる送電線は「大動脈」にあたります。この「血管」である送電系統が通る基礎自治体の住民は、長大な鉄塔や送電線が立地することによる景観・土地利用上の制約や、災害時の倒壊リスク等の負担を長年受け止めてきましたが、発電所が立地する柏崎市・刈羽村と比べると、必ずしも十分な財政的「手当」や配慮がなされているとは言い難いのが実情ではないかと感じています。こうした実態を踏まえ、送電系統を支える地域に対しても国と県には一層の配慮ある対応を求め、次の質問に移ります。

続いて、障害者雇用について伺います。

昨年6月定例会の私の一般質問で、障害者の雇用の促進等に関して、「任命権者の枠を超えて連携していくことが必要ではないか」と質問したところ、「任命権者間で定期的に意見交換や情報共有を行うなど、障害を有する職員が活躍できる職場環境づくりに向けて、連携して取り組んでいく」との答弁がありました。その後の取組状況について伺うとともに、連携して見えてきた課題と今後の取組方針について、知事の所見をお伺いいたします。

## (1) 知事答弁

次に、障害者雇用についてお答えします。

障害を有する職員の活躍推進に向けた任命権者間の連携についてであります。

本年4月に、各任命権者において新たな「障害者活躍推進計画」を策定したところですが、議員のご指摘も踏まえ、計画の検討段階から、それぞれの現状や今後の取組等について意見交換や情報共有を重ねながら進めてまいりました。

この中で、各任命権者における取組状況に濃淡がみられたことから、職員の相談窓口の整備や、障害特性を上司と共有する仕組みの導入など、任命権者間で足並みを揃えて取組を進めていくこととしたところです。

今後も、障害を有する職員が活躍できる職場環境づくりに向け、それぞれの課題や効果的な取組などについて任命権者間で定期的に意見交換や情報共有を行うなど、連携して取り組んでまいります。

次に、新潟県教育委員会障害者活躍推進計画は、任命権者を新潟県教育委員会とする教職員（会計年度任用職員等を含む）を対象に、障害を有する職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標と、その取組内容を定めたものであり、第1期計画（令和2年4月～令和7年3月）の終了を受け、第2期計画（令和7年4月1日～令和12年3月31日）が策定されたと承知しています。第1期の5年間の取組をどのように総括しているのかお伺いするとともに、その検証結果を踏まえ、第2期計画では特にどの分野や取組について改善に力を入れると位置付けたのか、教育長の所見をお伺いいたします。

## (2) 教育長答弁

障害者活躍推進計画についてでありますが、

教育委員会では、これまで正規教職員の障害者採用枠設定や学校事務補助への会計年度任用職員の採用に取り組んでまいりましたが、募集人員に対し、応募が少ないなどの理由により、障害者採用が進んでおりらず、採用に関する目標には達していない状況にあります。

また、障害特性や配慮を希望することについて、職場の上司や同僚などと理解し合うことができる働きやすい職場環境づくりに向けて取り組んできた結果、満足度に関する目標は達成したものの、仕事を続けていくことへの不安から採用後1年以内に職員が離職するケースがあるなど、定着に関する目標には達しておりません。

そのため、第2期計画では、採用枠の障害種別の見直し及び会計年度任用職員の業務範囲の見直しなどの雇用拡大と、悩みごと等の相談先を明確にするなど、働きやすい職場環境づくりに取り組むこととしたところです。

次に、令和6年度6月定例会の私の一般質問に対し、教育委員会の実雇用率が法定雇用率を下回る状況が、平成30年度以降続いていること、そして厚生労働大臣から勧告を受けたことを踏まえ、職域の拡大と職場定着を大きな課題として位置付けるとの答弁がありました。

「令和6年度新潟県教育委員会障害者活躍推進計画実施状況」によれば、令和6年6月1日時点の実雇用率は2.28%で、前年度からわずかに改善しているものの、法定雇用率2.7%にはなお達しておらず、採用に関する目標（実雇用率）は未達成とされています。令和7年6月1日時点の実雇用率を伺うとと

もに、昨年6月定例会の一般質問後の取組の成果と依然として残っている課題について、現状認識と対応方針をお伺いいたします。

### (3) 教育長答弁

次に、障害者雇用に係る取組等についてであります、

令和7年6月1日時点の雇用率は2.26%となっており、法定雇用率である2.7%には達していない状況にあります。

昨年6月以降の取組といたしましては、雇用拡大のため、本年11月に実施した教員採用選考検査において、障害種別を従来の身体障害に加え、精神障害及び知的障害を追加したところです。

課題といたしましては、法定雇用率の達成には更なる職域の拡大と職場定着が必要と考えられることから、新たに講師やスクール・サポート・スタッフなどへの採用を検討するとともに、引き続き、働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

次に、本県では、着任当初の不安軽減のための配慮例示やメンタルヘルス相談窓口の周知、「障害特性等についての情報共有シート」の運用など、定着支援の取組を進めているものの、目標として掲げた会計年度任用職員の定着率100%には届かず、令和6年度実績は91.3%にとどまっています。厚労省が情報公開している都道府県教育委員会における障害者雇用好事例集には、滋賀県では複数校を巡回する「職場適応支援員」を配置し、障害当事者と現場職員、管理職をつなぎながら課題を把握・調整する仕組みを構築しています。また、広島県では各学校に相談・業務指示を行うキーパーソンを選定し、本庁総務課に相談窓口を置くなど、多層的な定着支援体制をとっています。教育委員会の会計年度任用職員における障害者雇用の定着率が目標に達していない現状を踏まえ、障害者雇用の「量」だけでなく「質」、すなわち定着と活躍に踏み込むには、滋賀県や広島県の事例のように、職場適応支援員や相談・業務指示を行うキーパーソン等の明確な役割を持った支援者の存在が不可欠と考えますが、学校や教育庁各課に配置する制度の導入可能性について、教育長の所見をお伺いいたします。

### (4) 教育長答弁

次に、障害者に対する支援制度についてであります、

これまで教育委員会では、障害者からの相談は、職場の上司のほか、人事主務課が対応しているところですが、他県では、専任の支援員を配置し、対応している例があると承知しております。

障害者が相談しやすい環境を整備するため、他県の取組例を研究するなど、より実効性のある支援制度について早急に検討し、定着率の向上に取り組んでまいります。

続いて、新潟県出身の漫画家・コンテンツを活用した地域振興について伺います。

本年、新潟県立十日町高等学校は創立100周年を迎えました。11月8日に開催された創立100周年記念式典に際し、本校卒業生であり、十日町市出身で世界的にも知られる漫画家・しげの秀一氏から、作品に登場する車をモチーフにしたイラストを記念誌の表紙用にご寄稿いただいたことが、実行委員会から発表されました。また、しげの先生の熱烈なファンからもご協力いただき、高校の駐車場に漫画のイニシャルDとMF GHOSTの主人公が運転する同種の車両を2台展示し、しげの氏からもコメントをいただき、その光景を目にした高校生や保護者からも大きな歓声が上がりました。その様子をしげの氏

にお伝えしたところ、「今の高校生にもファンがいるんですね」と大変喜ばれるとともに、「故郷のためにできることができあれば協力する」との力強い言葉もいただきました。本県は、しげの秀一氏をはじめ、多くの漫画家を輩出しており、その作品は世界中にファンを持つなど、漫画・アニメは日本文化・サブカルチャーの重要なコンテンツとなっています。こうした新潟ゆかりの漫画やアニメ等のコンテンツの価値を、県としてどのように認識しているのか、知事の所見をお伺いいたします。

#### (1) 知事答弁

次に、新潟県出身の漫画家・コンテンツを活用した地域振興についてお答えします。

まず、新潟ゆかりの漫画やアニメ等のコンテンツの価値についてであります、

漫画・アニメは、国民に広く親しまれるとともに、議員ご指摘のとおり、海外でも高く評価され、日本への理解や関心を高める重要な役割を担っており、国的新たなクールジャパン戦略においても、日本のブランド価値の引き上げに重要な役割を果たすものとされているところです。

こうした中で、本県ゆかりの漫画やアニメ等のコンテンツは、県民の文化に対する理解や関心を高め、誇りや地域への愛着を醸成するだけでなく、聖地巡礼など観光分野へも経済的な効果を及ぼし、地域に活力を与える資源の一つと認識しております。

そして、本県出身の漫画・アニメ分野のクリエイターには、故郷のために協力したいとの意欲を持つ方も少なくないと考えますが、現状では県や市町村との関わりが偶発的・個別的な事例にとどまっている面もあるのではないかと感じます。県が中心となり、市町村や教育機関、関係団体等が連携して、県出身クリエイターとの関係性を継続的に築く仕組みづくりや、作品・作者と連動したイベントや教育プログラム、観光コンテンツづくりが必要と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

#### (2) 知事答弁

次に、県出身のクリエイターや作品の活用についてであります、

議員ご指摘のとおり、県出身クリエイターとの継続的な関係づくりやイベントの実施等は、出身地を中心とした地域の文化観光資源の一つとして、地域振興に有効であると考えております。

県内においても、新潟市が同市出身の漫画家の作品を活かした取組を行っているほか、最近では、佐渡出身の漫画家がデザインしたマスコットキャラクターが地元で活用されるなど、地域と連携した取組がなされていると承知しております。

県では、今年度「新潟アニメ推進協議会」を設置し、市町村、教育機関等との連携体制を構築したところであり、クリエイターや作品の活用についても、この中で議論してまいります。

次に、しげの氏の作品でも公道の活用が描かれておりますが、人口減少等により生活道路としての交通量が減少していくことが見込まれる中、こうした公道をサイクリングやランニング、自動車・バイクイベントなどの舞台として活用し、地域の観光振興や交流人口の拡大につなげていくことが有効と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

#### (3) 知事答弁

次に、公道を活用した観光振興についてであります、

マラソンやトライアスロン大会といった公道でのイベントは、県内外から多くのランナーやサイクリストを呼び込むとともに、沿道には観客も集まるなど、地域の賑わいにもつながるものと認識しております。

ます。

このため、県においても、豊かな自然や地域の魅力を体験できる多様なサイクルコースの発信や、他県と連携したサイクルイベントの実施等により、公道を活用した誘客促進を図っているところです。引き続き、関係市町村や民間事業者と連携しながら、スポーツや祭りなどの公道を活用したイベントの開催や県内外への情報発信を通じて、地域の観光振興や交流人口の更なる拡大につなげてまいります。

最後に、しげの氏の近年の作品「MF ゴースト」、そして週刊ヤングマガジンで現在連載している直接の続編にあたる『昴と彗星』（すばるとすばる）も、公道を舞台としたレースを描いており、自動車文化・モータースポーツと観光・地域振興が結びついた世界観が国内外のファンの支持を集めています。一方、愛知県の豊田市が主催にもなるフォーラムエイト・ラリージャパンの取り組みが国内では有名ですが、国内外で開催される公道を活用したラリー大会が、規模によっては十数億円規模の経済効果や地域の情報発信効果を上げているように、公道を舞台としたラリーは、モータースポーツと観光・地域振興を結びつける魅力を持ちます。本県は、山岳道路や海岸線、雪国ならではの景観など、四季を通じて多様な道路環境と景観資源を有していることから、その魅力を活かし、全日本ラリー選手権や国内ラリーシリーズなどのラリー・公道イベントの誘致について検討してはどうかと考えますが、知事の所見をお伺いして、私からの一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

#### （4）知事答弁

次に、公道を使用するラリーやイベントの誘致についてであります。議員ご指摘のとおり、ラリー競技は、スピードと運転技術を競う魅力を伝えることに加え、景観など地域の魅力発信や、出場者や観客の来県による経済効果も期待でき、観光・地域振興にもつながるものと考えております。

一方で、出場者や観客の安全対策、道路管理者との調整、交通規制の実施、開催経費の確保など、主催者による競技運営上の様々な課題があるほか、地元住民の理解と協力が欠かせないものと認識しております。

県といたしましては、競技の現状や主催者の開催意向を踏まえた上で、まずは開催実績のある自治体や関係者等から情報収集してまいります。